



パートナーシップ通信(第57号)

令和6年11月 交通・地域安全課



<横断歩道での交通事故防止対策>

『横断歩道「止まらんば運動」』及び『安全横断「手のひら運動」』の推進

「止まらんば運動」推進中！！ 運転者の皆さんへ

- ※「◇」の先には横断歩道があります！！
- ※横断歩道は歩行者が絶対優先です！！
- ※横断歩道に接近する時は歩行者の有無を確認しましょう！！
- ※歩行者が横断している時や横断しようとしている時は必ず横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲りましょう！！
- ※夜間、雨の日は視界が悪くなりますので標識「⚠」 「◇」マークで、いち早く横断歩道の存在に気付くようにしましょう！！



令和6年11月1日から、自転車の「ながらスマホ」が罰則の対象に！
「酒気帯び運転」等は新たに罰則が整備！

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



／ パートナーシップ事業所の活動紹介 ／

(※令和5年度の活動報告から)



島原市地域包括支援センター（島原市）

- ・ ふれあいサロンや自主体操グループなど4会場、約80人に消費者被害に関する出前講座を実施しました。
講座では、詐欺被害の情報や手口を説明し、寸劇やクイズ形式の質問等をとおして被害防止活動を実施しました。
このほか、市や警察で貸出している自動通話録音警告器について情報提供するとともに、震災に便乗した詐欺に注意するよう喚起しました



- ・ 4月・6月・2月の年金支給日に、島原警察署員、市役所職員とともに郵便局や銀行、スーパーのATMの前で市民（特に高齢）に詐欺防止に関するチラシを配布して、被害に遭わないよう声かけを実施しました。



九州電力株式会社 佐世保営業センター(佐世保市)

九州電力送配電株式会社 佐世保配電事業所（佐世保市）

- ・ 「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」期間中の10月18日、九州電力佐世保営業センター・九州電力送配電佐世保配電事業所等の九電グループ5社と佐世保警察署や佐世保地区防犯協及び潮見町公民館などの関係機関と潮見小学校通学エリアの防犯パトロール・下校時の見守り活動を実施しました。
- ・ 九州電力佐世保営業センター・九州電力送配電佐世保配電事業所等のグループ5社で事業所周辺の清掃活動を行い、犯罪の起きにくい環境づくりを推進しました。
- ・ 九州電力佐世保営業センターでは、毎朝の朝礼で自社で作成した「安全標語」を唱和するとともに、安全運転実技研修として、「交通教育用VR機器」や「自動車学校での実技講習」などの研修を行い、交通事故防止に努めています。



株式会社JR長崎シティ（長崎市）

- ・ 常時、警備員による管内外のパトロールを行い、学期末、大型連休、年末年始などの多客期には警備員と連携し「特別警戒中」の腕章を着用してパトロールの強化に努めています。また、県や警察、防犯協会から配布される防犯関係資料や各期交通安全運動の実施要綱、安心メールキャッチくんの情報等を社員にメール配信して共有するとともに交通安全運動等のポスターを管内掲示して防犯意識・交通安全意識の高揚に努めています。
- ・ 犯罪なく3ば運動推進モデル事業所として、長崎警察署のキャンペーン等に参加し、犯罪なく3ば運動普及活動に努めました。